

議会改革に関する検討結果

第 5 回報告書

令和 3 年 4 月

議員定数等議会改革推進特別委員会

令和 3 年 4 月 30 日

浜田市議会議長 川 神 裕 司 様

議員定数等議会改革推進特別委員会
委員長 牛 尾 昭

議会改革に関する検討結果について（第 5 回報告）

当委員会で定めました議会改革の検討項目のうち、検討が終了した事項について下記のとおり結果を報告します。

今後、検討結果に伴う事務処理をはじめ、必要に応じて全議員への周知または関係委員会への通知等、適切な対応をお願いいたします。

記

【検討項目】議会基本条例を踏まえた議員政治倫理条例の改正について

「議会基本条例と政治倫理条例のすり合わせをしてほしい。議会基本条例では、市民参加の開かれた議会とうたっているにもかかわらず、政治倫理条例では、市民不参加（議員のみ参加）で、原則非公開である。」という内容の陳情が議会運営委員会で採択されたことに伴い、浜田市議会基本条例と浜田市議会議員政治倫理条例の整合性を検討し、整合性のとれていない内容や新たに追加が必要な項目を調査・検討し、以下について結論を得た。

1. 浜田市議会議員政治倫理条例の一部改正について

市民に開かれた議会及び市民参加を推進する議会を目指して活動するという議会基本条例の理念に基づき、次の（1）から（5）について、改正・追加する。

*参考：「浜田市議会議員政治倫理条例 新旧対照表（案）」（別添 1 のとおり）

（1）審査請求（第 5 条）について

議員だけではなく、市民からも請求できることとし、議員の場合は 2 人以上の議員の連署、市民の場合は選挙権を有する者の総数の 100 分の 1 以上の連署を要する。

（2）審査会の委員（第 8 条）について

審査会の委員は 6 人とし、識見者又は議員から議長が委嘱する。

（裏面あり）

(3) 審査会の公開（第14条）について

審査会の会議は公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の同意があるときは非公開とすることができる。

(4) 議員政治倫理条例の目的へ議会基本条例を明記することについて（第1条）

議会基本条例において、議会や議員の活動原則を定めており、議員はその理念に基づいて職責を果たすべきであり、相互の関連性をより明確にするため、議員政治倫理条例の目的に議会基本条例について明記する。

(5) 政治倫理基準の追加について（第3条）

他市の規定等を参考に検討した結果、議員が、人権侵害のおそれのある行為を禁止する規定も必要であると判断し、「ハラスメント（行為者の意図にかかわらず、相手を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与え又は脅威を与えることをいう。）その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。」という基準を追加する。

2. 浜田市議会議員政治倫理条例施行規程の一部改正について

浜田市議会議員政治倫理条例の一部改正に伴い、その施行に関する必要事項を定めた規程についても改正する。

*参考：「浜田市議会議員政治倫理条例施行規程 新旧対照表（案）」

（別添2のとおり）

浜田市議会議員政治倫理条例（平成20年浜田市条例第25号）新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は_____、 _____、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託に応えるため、浜田市議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員が市民全体の奉仕者として、政治倫理の確立と向上に努め、常に良心に従い誠実かつ公正にその職務を行うべきことを促し、清浄で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>（政治倫理基準の遵守等）</p> <p>第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>[新設]</p> <p><u>(4)</u> [略]</p> <p><u>(5)</u> [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>（審査請求）</p> <p>第5条 議員_____は、第3条第1項の規定に違反する疑いがあると思料するときは、議長に対し、審査を請求することができる。</p> <p>2 前項の規定による請求は、その理由を明らかにし、議員2人以上が</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、浜田市議会基本条例（平成23年浜田市条例第34号）第20条の規定に基づき、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託に応えるため、浜田市議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員が市民全体の奉仕者として、政治倫理の確立と向上に努め、常に良心に従い誠実かつ公正にその職務を行うべきことを促し、清浄で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>（政治倫理基準の遵守等）</p> <p>第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) ハラスメント（行為者の意図にかかわらず、相手方を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は脅威を与えることをいう。）その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。</u></p> <p><u>(5)</u> [略]</p> <p><u>(6)</u> [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>（審査請求）</p> <p>第5条 議員又は市民（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項又は第3項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者（議員を除く。）をいう。）は、第3条第1項の規定に違反する疑いがあると思料するときは、議長に対し、審査を請求することができる。</p> <p>2 前項の規定による請求は、その理由を明らかにし、次の各号に掲</p>

現行	改正後（案）
<p>連署する 書面により 行わなければならない。</p> <p>〔新設〕 〔新設〕 （審査会の委員）</p> <p>第8条 審査会の委員は、13人以内とする。</p> <p>2 委員は、議長が議員のうちから 任命する。</p> <p>3 委員の任期は、議員の任期 とする。</p> <p>4・5 〔略〕 （審査結果の報告等）</p> <p>第13条 〔略〕</p> <p>2 議長は、前項の報告を受けたときは、その結果を審査を請求した議員 _____ 及び審査対象議員に通知するとともに、公表しなければならない。</p> <p>（調査審議手続等の非公開）</p> <p>第14条 審査会の行う会議又は調査審議の手続は、公開しない。ただし、出席委員の過半数の同意があるときは、この限りでない。</p> <p>_____</p> <p>（贈収賄罪等の刑確定後の措置）</p> <p>第17条 議会は、議員が刑法（明治40年法律第45号）第197条から第197条の4まで及び第198条の罪（議員の地位又は職務と無関係な贈賄罪を除く。）により有罪判決の宣告を受け、その刑が確定したときは、議会の名誉及び品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする（公職選挙法 （昭和25年法律第100号） 第11条第1項及び地方自治法第127条第1項の規定により当該議員が失職</p>	<p>げる当該請求をする者の区分に応じ、当該各号に定める 書面により 行わなければならない。</p> <p>（1）議員 議員2人以上が連署する書面 （2）市民 市民の総数の100分の1以上が連署する書面 （審査会の委員）</p> <p>第8条 審査会の委員は、6人 とする。</p> <p>2 委員は、議長が識見者又は議員のうちから委嘱し、又は任命する。</p> <p>3 委員の任期は、当該審査に要する間とする。</p> <p>4・5 〔略〕 （審査結果の報告等）</p> <p>第13条 〔略〕</p> <p>2 議長は、前項の報告を受けたときは、その結果を審査を請求した議員 又は市民の代表者 及び審査対象議員に通知するとともに、公表しなければならない。</p> <p>（審査会の公開）</p> <p>第14条 審査会の行う会議は、公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の同意があるときは、非公開とすることができる。</p> <p>_____</p> <p>（贈収賄罪等の刑確定後の措置）</p> <p>第17条 議会は、議員が刑法（明治40年法律第45号）第197条から第197条の4まで及び第198条の罪（議員の地位又は職務と無関係な贈賄罪を除く。）により有罪判決の宣告を受け、その刑が確定したときは、議会の名誉及び品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする（公職選挙法 _____ 第11条第1項及び地方自治法第127条第1項の規定により当該議員が失職</p>

現行	改正後（案）
職する場合を除く。）。	する場合を除く。）。

浜田市議会議員政治倫理条例施行規程（平成20年浜田市議会訓令第1号）新旧対照表（下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
<p>（審査請求の手續）</p> <p>第2条 <u>条例第5条の規定により審査の請求をしようとする議員は、審査請求書（別記様式）を議長に提出しなければならない。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>2・3 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>	<p>（審査請求の手續）</p> <p>第2条 <u>条例第5条第2項各号の規定による連署は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第8項の規定の例によりその委任を受けた者に記載させることができるものとし、同条第2項第1号の書面は審査請求書（様式第1号）とし、同項第2号の書面は審査請求書（様式第2号）及び審査請求署名簿（様式第3号）とし、これを議長に提出しなければならない。</u></p> <p>2・3 〔略〕</p> <p><u>（審査請求署名簿の確認）</u></p> <p>第3条 <u>議長又は前条第2項若しくは第3項の規定により審査請求書の提出を受けた者（以下「代理者」という。）は、条例第5条第1項の規定により市民から審査の請求があったときは、浜田市選挙管理委員会に対し、審査請求署名簿に連署した者が市民（条例第5条第1項に規定する市民をいう。）であるかどうかの確認を求めるものとする。</u></p>
<p>（審査請求書の補正等）</p> <p>第3条 議長又は<u>前条第2項若しくは第3項の規定により審査請求書の提出を受けた者（以下「代理者」という。）</u>は、審査請求書の記載事項及び添付資料の内容について審査し、審査請求書に不備があるときは、相当の期間を定めて、審査請求をした議員（以下「審査請求議員」という。）にその補正を求めることができる。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>（審査会の会長及び副会長）</p> <p>第4条 〔略〕</p> <p>2～4 〔略〕</p>	<p>（審査請求書の補正等）</p> <p>第4条 議長又は代理者_____は、審査請求書の記載事項及び添付資料の内容について審査し、審査請求書に不備があるときは、相当の期間を定めて、審査請求をした議員（以下「審査請求議員」という。）にその補正を求めることができる。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>（審査会の会長及び副会長）</p> <p>第5条 〔略〕</p> <p>2～4 〔略〕</p>

現行	改正後（案）
<p>(審査会の会議)</p> <p>第5条 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>(審査会の委員の除斥)</p> <p>第6条 〔略〕</p> <p>(その他の契約等の範囲)</p> <p>第7条 <u>条例第3条第1項第4号</u>の請負には、一般物品納入契約及び物品修理等に係る契約を含むものとする。</p> <p>2 <u>条例第3条第1項第4号</u>のその他の契約には、土地、建物等の貸借契約を含むものとする。</p> <p>(資産報告書等の提出範囲)</p> <p>第8条 〔略〕</p> <p>(期限の特例)</p> <p>第9条 〔略〕</p> <p>(庶務)</p> <p>第10条 〔略〕</p> <p>(その他)</p> <p>第11条 〔略〕</p>	<p>(審査会の会議)</p> <p>第6条 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>(審査会の委員の除斥)</p> <p>第7条 〔略〕</p> <p>(その他の契約等の範囲)</p> <p>第8条 <u>条例第3条第1項第5号</u>の請負には、一般物品納入契約及び物品修理等に係る契約を含むものとする。</p> <p>2 <u>条例第3条第1項第5号</u>のその他の契約には、土地、建物等の貸借契約を含むものとする。</p> <p>(資産報告書等の提出範囲)</p> <p>第9条 〔略〕</p> <p>(期限の特例)</p> <p>第10条 〔略〕</p> <p>(庶務)</p> <p>第11条 〔略〕</p> <p>(その他)</p> <p>第12条 〔略〕</p>